

平成28年9月23日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年9月23日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、塩野拓二君、9番、村井勉君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、9月16日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

おはようございます。

総務教育常任委員会結果報告を致します。

平成28年9月16日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町税条例の一部改正について。

議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第3号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第2号）。

議案第4号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

議案第5号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）。

議案第6号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）。

議案第7号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）。

議案第8号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第10号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定につ

いて。

議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

議案第15号、平成27年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

議案第16号、町道路線の廃止及び認定について。

請願第1号、J R 四国等の経営安定化に関する意見書を求める請願について。
審議結果。

議案第1号から議案第16号及び請願第1号について、委員、傍聴議員より。

一つ、今回の税条例の一部改正において、町内の在住対象者は何人か、また、町の税収は、どうなのか。

一つ、コミュニティ事業補助金の内容を具体的に教えてほしい。

一つ、B型肝炎予防接種の対象年齢と人数、及びいつから接種するのか。

一つ、乳幼児等医療給付費が、どの位の人数で増加しているのかを件数で知りたい。

一つ、川西阿庄線道路新設整備費の2,000万円減額と急傾斜崩壊対策事業費1,230万円は、どこの場所なのか。

一つ、債務負担行為の2億3,700万円の内容は何か。

一つ、消防費の1,290万円の工事費は何か。

一つ、道路橋梁新設改良費と道路新設拡張事業費及び港湾建設費の計上について、説明してほしい。

一つ、鳥獣被害防止対策支援事業の7万7,000円は何か。

一つ、町内でイノシシの箱穴を、何ヶ所設置しているのか。併せて、餌の管理は何処がしているのか。また、進入防止柵は何件あったのか。

一つ、認知症予防三位一体推進事業補助金について、説明してほしい。

一つ、女性の消防職員の採用と給食センター臨時職員の採用について伺いたい。

一つ、防災士の資格取得者に対する補助制度の要件を教えてほしい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、税条例の一部改正により、日本人の方が台湾での収入ということなので、該当者が何人という概念がなく、税収についても町の方では、把握していない。

一つ、コミュニティ補助金とは、一般財団法人自治総合センターの宝くじの補助で、その中で行っている祭りの保存会、獅子組等の経費としての補助である。

一つ、B型肝炎予防接種は、予防接種法に基づき、対象児については、平成28年4月生まれからで、生後2ヶ月から接種ができる。尚、人数については、年間180人前後を予定している。

一つ、乳幼児等医給付費は、1,000万円を増額しており、件数については、現物給付になってからなので、10月から件数があがってくる予定のため、今のところでていない。

一つ、川西阿庄線道路新設整備費は、継続事業であり、当初4,000万円の申請をしていたが、2,000万円の配分であったためと、急傾斜崩壊対策事業は、青木の転石地区である。

一つ、債務負担行為の2億3,700万円は、受託者による4トンパッカー車1台購入と、新たに粗大ゴミの収集業務の追加し、貸出車両として、2トンダンプトラック1台の追加である。

一つ、消防費の1,290万円は、国から高規格救急車の寄贈を受け、その資機材とそれを積み込むための、儀装である。

一つ、道路橋梁費と港湾費については、当初から予算要求しており、配分されていなかったものと、議員、自治会要望等での工事費等の計上である。

一つ、鳥獣被害防止対策支援事業費は、鳥獣被害ということで島に渡るフェリー料金である。

一つ、イノシシ対策については、箱穴を13基設置しており、餌の管理は、丸亀猟銃会へ依頼している。また、進入防止柵は、県の補助分が1件280mと単独補助分が4件630mである。

一つ、認知症予防に対して、三位一体栄養運動社会参加ということ国が進め、各地域で認知症予防に対策、施策を行うものである。町としては、高齢者向けの体操をつくって、地域における居場所で体操を行っていく事業を考えている。

一つ、消防職員は、本年度、2名程度を初級職で募集しており、採用については、男女別の制限はしていない。また、給食センターの臨時職員は、町のホームページをはじめ、ハローワークを通じて、募集を行い採用している。

一つ、防災士資格取得者に対する助成の要件につきましては、町のホームページにも記載しており、町内に住所を有し、香川県防災士会に登録している防災士が条件である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第8号及び議案第16号については、委員会として原案を可決し、議案第9号から議案第15号については、委員会として原案を認定し、請願第1号については、委員会として原案を採択とした。また、その他として、執行部より他10件の報告がありました。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、多度津町税条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、平成28年度多度津町一般会計補正予算(第2号)を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、平成28年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、平成28年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成28年度多度津町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

討論に先立ちまして、先日の台風16号の大雨による浸水被害を受けられました被災者の皆様方にお見舞いを申し上げたいと存じます。

私は、平成28年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

決算では、款1. 議会費での香川人権研究所会費に2万円、款3. 民生費での人権同和施策事業費での333万2,730円、款10. 人権・同和教育事業費での166万6,707円、計501万9,437円が支出をされております。

周知のように部落問題対策（同和対策）は、1969年同和対策事業特別措置法制定以来、2002年3月まで30年以上に渡り、様々な取り組みが実施されてきました。

この間に要した経費は、国、地方合わせて約16兆円に及んでおります。

この結果、所管者である総務省地域改善対策室は「特別対策を終了し、一般対策に移行する主な理由」として、1. これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したこと、2. 特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないこと、3. 人口移動が激しい状況の中で同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難であること、この3点を挙げております。

これは、2001年1月26日「今後の同和行政について」の項目であります。

また、「同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話」（2002年3月29日）に

おきましても、「国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は、今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫のもとに推進されてまいりました。」と状況の激変を確認しているわけでもあります。

公益社団法人であります部落問題研究所では、創立60周年記念事業として「部落問題解決過程の研究」に取り組んできましたが、その中で戦後、高度経済成長の過程を通して、部落問題は大きく前進し、それは不可逆な歩みであることを確認してきております。

これらを踏まえてみても総務省の指摘は肯定できるところであります。

このような客観的な事実があるにもかかわらず、自民党などは新たに「部落差別解消推進法」を制定し、部落差別の実態調査を行うという、そもそも今から20年余り前の全国調査（総務庁「平成5年度同和地区実態把握等調査」）によってみても、同和地区の住民のうち、58.7%が同和関係以外の人口、つまり「部落」以外の住民なのであります。

このような状態で、部落差別の実態の調査が果たして可能なのでしょうか。

新たに法律により、部落差別の実態調査を実施するという事は、「部落」と「部落」外との壁がほとんどなくなった状態になっているのに、「部落差別解消推進法」は、新たに壁を築くことであり、2002年3月に「特別法」失効とともに消滅をした同和地区（部落）を法制上復活させるということであって、しかも同法案が時限法でないことからすれば、半永久的にそれを存続させるという企てに他ならないことであります。

ちなみに今国会に提出されている急浮上した「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、自民党が中心となって制定しようとしている同法案は、部落差別の定義もしないままに部落差別の実態に係る調査を行い（第6条）、国、地方公共団体をして「部落差別の解消に関する」施策を講ずることを責務とする（第3条）とし、さらに国、地方公共団体に部落差別に関する相談体制の充実（第4条）、そして部落差別解消のために教育、啓発を行うことを求める（第5条）としていることなど6条から成っている法案であります。以上述べたように、部落問題解決の到達点に照らしてみても、総務省自身の指摘によっても、「部落差別解消推進法」を必要とする立法事実は存在しないし、その必要は認められないというにとどまらず、部落問題の最終的解決に逆行する立法を看過することはできないことを表明し、部落差別解消推進法制定に強く反対をいたします。

以上の理由により、議案第9号については、1. 近年の異常気象と渇水問題や防災対策、2. 経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることのない「無料低額診療制度」の町内での医療機関への拡充、援助などに決

算としてお金を使うべきであり、したがって議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第12号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、平成27年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、平成27年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第15号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。
日程第18、議案第16号、町道路線の廃止及び認定についてを、議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第16号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
日程第19、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。
案文は、お手元に配付の通りであります。
よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20、請願第1号、J R 四国等の経営安定化に関する意見書を求める請願についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

本案は、原案の通り、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択する事に、決定いたしました。

意見書案提出のため、ここで5分ほど休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

なお、意見書の配布のみですので、自席にてお待ちください。

（意見書案配布）

議長（志村 忠昭）

再開いたします。

意見書案が1件提出されました。

お諮りします。

意見書案第1号、JR四国等の経営安定化に関する意見書（案）の提出について、日程第22として追加し、更に順序を変更して直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、日程第22とし、更に順序を変更して直ちに議題とすることに決定致しました。

日程第22、意見書案第1号、JR四国等の経営安定化に関する意見書（案）の提出についての件を議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号についてを採決いたします。

本案は、原案を可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、平成28年第3回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

散会いたします。

閉会 午前9時42分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 9 月 23 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記